

浜松市優良工事施工業者選考要領

(目的)

第1条 この要領は、浜松市及び浜松市上下水道部の工事（以下「市工事」という。）において、他の建設業者の模範となる業績を収めた者を選び、「浜松市優良工事施工業者」（以下「優良工事施工業者」という。）として表彰することにより、市工事を請負う建設業者全体の資質の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「建設工事」とは、建設業法（昭24年法律第100号）第2条第1項別表に定める29業種、水道管工事及び法面工事・落石防止工事をいう。

2 この要領において「建設業者」とは、その建設工事を直接請負うものをいう。

3 この要領において「評定点」とは、浜松市工事成績評定要領第7に定める工事完成検査結果通知書（別記第3号様式）の評定点をいう。

(対象工事)

第3条 対象工事は年度内に完成した1件500万円以上の建設工事とする。

(選考要件)

第4条 対象工事を施工した建設業者のうち、当該対象工事の評定点が当該建設業者に係る対象工事全体の評定点の平均点（1点未満の端数は切り捨てる。）以上のもののうち次に掲げる区分ごとに概ね上位6パーセント以内に相当し、かつ、評定点が80点を超えるもの（第7号の区分にあっては、これらの要件に該当するものから業種ごとに概ね上位6パーセント以内に相当しないものを除く。）を行った者を、優良工事施工業者として選考する。

- (1) 土木一式工事
- (2) 建築一式工事
- (3) 電気工事
- (4) 管工事
- (5) 舗装工事
- (6) 水道管工事
- (7) 前各号以外の建設工事 25 業種

(欠格事項)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、優良工事施工業者の対象としない。

- (1) 対象工事で65点未満の評定点を受けたもの。
- (2) 対象年度内に完成した市工事で、浜松市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（以下「要綱」という。）による文書注意以上の措置を受けたもの。
- (3) 市工事以外で対象年度内に起こした事案で、要綱による文書注意以上の措置を受けたもの、又は受けることが明らかなもの。
- (4) 対象年度以降、廃業又は倒産したものの。

(5) その他表彰するにふさわしくない行為があったもの。

- 2 前条の規定にかかわらず、特定建設工事共同企業体による施工であった場合は、前項各号の一に該当する構成員は、優良工事施工業者の対象としない。

(選考会議)

第6条 前条の規定にかかわらず、優良工事施工業者の選考は、浜松市建設工事入札・契約庁内調整会議幹事会（以下「幹事会」という。）で行う。

(表彰)

第7条 市長は、幹事会の選考に基づき、優良工事施工業者を決定する。

- 2 市長は、優良工事施工業者に表彰状を授与する。

附 則

- 1 この内規は、昭和47年9月20日から施行する。

附 則

- 1 この内規は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第1号の規定は、平成10年4月1日以降に完成した工事について適用し、同日前に完成した工事については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この内規は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第1項第2号の規定は、平成11年4月1日以降に完成した工事について適用する。

附 則

この内規は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、標題を「浜松市優良工事施工業者選考要領」に改め、平成14年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条並びに第4条第1号及び第2号の規定は、平成14年4月1日以降に完成した工事について適用する。

附 則

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成18年7月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第1項第3号の規定は、平成18年4月1日以降に完成した工事について適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 3 条第 1 項 2 号及び第 4 条第 1 項第 2 号の規定は、平成 19 年 4 月 1 日以降に完成した工事について適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 3 条第 1 項 2 号の規定は、平成 22 年 4 月 1 日以降に完成した工事について適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 5 条第 2 項の規定は、平成 24 年 4 月 1 日以降に完成した工事について適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 1 条及び第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 5 条第 1 項、第 7 条第 2 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以降に完成した工事について適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の浜松市優良工事施工業者選考要領の規定は、平成 30 年 4 月 1 日以降に完成した工事について適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 4 年 4 月 1 日以降に完成した工事について適用する。